

# 乗員・セール・艇の変更に関する規定

## 1 変更届の提出方法

変更届は、すべて Google Form でレース委員会に提出すること。

## 2 陸上での変更の申告

### 2.1 乗員の変更

その日の出艇以前に変更が決定している場合、その日の 2 レース目以降の変更について、その日の 1 レース目の出艇申告と併せて変更届を提出すること。

### 2.2 セール及び艇の変更

その日の出艇以前に変更が決定している場合、その日の 1 レース目の出艇申告と併せて変更届を提出すること。

## 3 海上での変更の申告

### 3.1 乗員の変更

当該校のレスキュー艇は、変更をしようとするレースの予告信号以前に交代を完了の上、速やかに変更届を提出すること。

### 3.2 セールの変更(スピンのみの変更を含む)

当該校のレスキュー艇は、「3.1 乗員の変更」に準じて変更届を提出すること。

### 3.3 艇の変更

当該校のレスキュー艇は、搭載している国際 VHF 無線機でスタート運営艇又はセーフティ艇に、その旨を申告すること。レース委員会は変更する艇の帰着及び曳航に関して指示する。尚、変更届は変更後の艇が出艇申告を行う際に、提出すものとする。

2023 年 5 月改定